

只見町農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則

平成28年4月1日農業委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）及び只見町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数の関する条例（平成28年只見町条例第15号）に基づき、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の選任等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(候補者の推薦及び募集)

第2条 農業委員会法第19条第1項の規定による推進委員の候補者（以下「候補者」という。）の推薦及び募集の方法は、次のとおりとする。

- (1) 町内の地区又は全域からの推薦
- (2) 団体等からの推薦
- (3) 一般募集

2 候補者の推薦及び募集に当たっては、推薦及び募集の期間、届出方法その他必要事項について、町ホームページ、広報紙等により公表するものとする。

3 推薦及び応募の届出期間は、公表の日から28日以上の間を定めるものとする。

(候補者の資格)

第3条 候補者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者を基本に、町外に住所を有する者も妨げない。
- (2) 町職員でない者
- (3) 農業委員会法第8条第4項の規定に該当しない者

(推薦の手続)

第4条 第2条第1号及び第2号の規定による推薦の手続は、次のとおりとする。

- (1) 町内の地区及び団体等からの推薦にあつては、当該地区及び団体等の代表者が文書をもって推薦するものとする。
- (2) 町内全域からの推薦にあつては、農業者等3名以上が連名し、当該農業者等の代表者が文書をもって推薦するものとする。

2 前項の規定により推薦をするときは、別記第1号様式又は別記第2号様式により農業委員会に届け出るものとする。

(応募の手続)

第5条 第2条第3号の規定による一般募集に応募する者は、別記第3号様式により農業委員会に届け出るものとする。

(候補者の公表)

第6条 農業委員会は、農業委員会法第19条第2項の規定により、前2条の規定により推薦を受けた候補者及び募集に応募した候補者に関する情報を整理し、公表するものとする。

(推進委員の委嘱等)

第7条 農業委員会は、候補者のうちから適当と認める者を、農業委員会法第17条第1項の規定により推進委員として委嘱するものとする。

2 農業委員会は、前項の規定により推進委員を委嘱しようとするときは、農業委員会法第17条第2項の規定により、各推進委員が担当する区域を定めるものとする。

3 前項に規定する推進委員の担当する区域は、別表のとおりとする。

(推進委員の補充)

第8条 農業委員会は、罷免、失職又は辞任により推進委員に欠員が生じた場合は、この規則に定めるところにより、速やかに推進委員の補充に努めなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第7条第2項及び第3項関係)

担当区域一覧

番号	担当区域	
1	石伏、只見、館ノ川、黒沢、叶津、八木沢	1人
2	蒲生、寄岩、塩沢、十島	1人
3	檜戸、小川、下福井、上福井	1人
4	黒谷	1人
5	長浜、荒島、熊倉、亀岡、深沢	1人
6	小林、大倉	1人
7	梁取、二軒在家、塩ノ岐	1人
8	坂田、布沢	1人